



# 鳥取県公報

平成 28 年 9 月 13 日 (火)  
第 8 8 3 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (577) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (578) (〃) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定 (579) (障がい福祉課) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (580) (販路拡大・輸出促進課) . . . . . 3
	県営土地改良事業の工事の完了 (2 件) (581・582) (東部農林事務所) . . . . . 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (583) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) . . . . . 3
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) . . . . . 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (県土総務課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所又は薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
Kデンタルオフィス	鳥取市雲山208-17	平成28年7月12日
ひふみ調剤薬局	鳥取市掛出町20-3	平成28年8月1日

### 2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
公益社団法人 鳥取県中部医師会	倉吉市旭田町18	訪問看護リハビリステーション三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690	平成28年8月15日

## 鳥取県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
サフラン薬局	米子市祇園町二丁目24-20	平成28年7月30日
ひふみ薬局トスク店	鳥取市行徳一丁目103	平成28年7月31日

## 鳥取県告示第579号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーションなんぶ幸朋苑	米子市石井1238	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成28年10月1日

**鳥取県告示第580号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県をまるごとPR！海外バッグ作成業務委託プロポーザル審査会	鳥取県をまるごとPR！海外バッグ作成業務委託に係る受託者の選定に関する事項	平成28年9月15日から同月28日まで	市場開拓局販路拡大・輸出促進課

**鳥取県告示第581号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成28年9月13日

鳥取県東部農林事務所長 村 尾 和 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営地域ため池総合整備事業 鹿野・今市地区（馬ノ池）ため池等整備	平成26年1月30日

**鳥取県告示第582号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成28年9月13日

鳥取県東部農林事務所長 村 尾 和 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営地域ため池総合整備事業 鹿野・今市地区（糸録池）ため池等整備	平成28年2月2日

**鳥取県告示第583号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月13日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人 あいおい	東伯郡北栄町 江北3854	多機能型事業所 あいおい	東伯郡北栄町江北 3854	就労移行支援、就労継続支援A型	平成28年9月5日

**公 告**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成28年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成28年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成28年11月11日（金）午前10時から  
 (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 4 階第29会議室及び第32会議室

## 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	2 時間

## 3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの、以下「カラー写真」という。）を添付すること。）及び受験票（カラー写真を貼り付けること。）を、平成28年9月16日（金）から同年10月14日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成28年10月14日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し52円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

## 4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円  
 (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

## 6 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。  
 (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3857）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9712）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年國家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成28年9月13日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

## 1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 1 級

## 2 実施日時

- (1) 学科試験  
平成28年12月14日（水）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験  
平成29年1月16日（月）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 施設警備業務の管理に関すること。
    - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 施設警備業務の管理に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
  - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等級以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間  
平成28年11月7日（月）から同月11日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
  - (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
  - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

## 11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国  
家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成28年9月13日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
施設警備業務 2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成28年12月14日（水）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成29年1月17日（火）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
平成28年11月7日（月）から同月11日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 平成28年度鳥取県新工事進行管理システム再構築業務委託 一式   |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成28年7月27日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社日立システムズ中国支社<br>広島県広島市中区上幟町3-33   |
| 5 契約金額             | 67,331,250円(消費税及び地方消費税の額を含む。)  |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県県土整備部県土総務課<br>鳥取市東町一丁目220   |